

菊陽町農業委員会議事録

令和6年5月7日（火）開催

菊陽町農業委員会

令和6年度第2回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和6年5月7日（火）午後3時00分から午後5時10分

開催場所 菊陽町役場 防災センター 1階 防災研修室①

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- | | |
|-----------|--|
| (1) 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| (2) 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| (3) 議案第3号 | 事業計画変更申請について |
| (4) 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則
第5条第1項の規定に係る意見決定について |
| (5) 議案第5号 | 中間管理事業（農地利用集積計画）係る意見決定について |
| (6) 報告第1号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について |
| (7) 報告第2号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |
| (8) 報告第3号 | 許可不要転用届出（農地法第4条制限除外）について |

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 上村 貴彦	2番 矢野 圭介	3番 吉岡 武彦
4番 相馬 和幸	5番 尾方 孝司	6番 古田 圭輔
7番 山田 裕子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

1番 鍋島 信男	2番 緒方 賢悟	3番 梅原 眞一
5番 鎌田 博昭	6番 秋吉 祐治	7番 中村 正徳
8番 鳥栖 裕二	9番 高田 和幸	

(2) 欠席委員（1人）

4番 西本 穂積

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

令和6年度第2回菊陽町農業委員会会議録 議事の経過

—————○—————

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになります。

それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に1番 上村委員、3番 吉岡委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：津久礼字北八久保3958番1 外1筆

地目：田

面積：計1, 916m²

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和6年4月30日に現地調査を実施しています。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、譲受人は■■■に居住する農業者であり、十分な農業経験を有する方で、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、大麦・大豆の作付を行う予定であり、取得後年間150日以上の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員の補足説明及び意見をお願いします。

◆9番委員 議案第1号番号1について、9番委員が説明します。
申請者は■■■在住の農業者で、35年に及ぶ農業経験を有する世帯です。
今回規模を縮小する農業者から農地を購入し、約5,000m²の農地で麦・大豆を作付けされる計画です。農業用機械も備えておられ、今後も適切な管理が行われると見込めますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

◆1番推進委員 農業の経験はあるのでしょうか。

◆9番委員 農業をされるには十分の機械等がありました。

◆4番委員 何が作ってありましたか。

■事務局 牧草です。

◆2番委員 謙受人は■■■■の■■です。

◎議長 他にありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

賛成多数です。

よって議案第1号番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字下前通 5542番3
地目：畠

転用面積：202m²

転用目的は、個人住宅の整備です。

この議案につきましても、現地調査を4月30日（火）に実施しております。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP6～P9をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農地区分は10ha以上の拡がりがある農地で第1種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでしたが、現況が無断転用状態となっており、始末書の提出がなされておりますので、読み上げさせていただきます。

-始末書読み上げ-

当該農地は第一種農地であり、原則転用は不可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、周辺の宅地や雑種地を代替地として検討されました。取得の目途が立たなかったことから、不許可の例外に該当すると解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆8番推進委員

議案第2号の番号1について8番推進委員が説明します。

申請者は■■■在住の個人で、■の■■が■■にあります。現在居住している賃貸住宅が手狭になったことから、■■近くで居住することを計画し、本申請農地以外に該当する土地が無かつたことから今回の申請地に決定されました。現在本農地は無断転用状態ですが、始末書の提出もなされ、残地については農地への復元をされると代理人に確認をしておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、関連がありますので、議案第2号の番号2及び番号3を一括して議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

なお、■■委員につきましては、農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、本案件の進行の間は退室をお願いします。

--- ■■ 委員退室 ---

■事務局

議案書3ページの議案第2号 番号2及び番号3について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字南受1035番1 外1筆

地 目：田

転用面積：計1, 425m²

転用目的は、一時転用による資材置き場の整備です。

この議案につきましても、現地調査を4月30日(火)に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP10～P17をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでしたが、現況が無断転用状態となっており、始末書の提出がなされておりますので、読み上げさせていただきます。

-始末書読み上げ-。

当該農地は農振農用地であり、原則転用は不可ですが、周辺の雑種地や宅地での事業実施を検討されました。取得の目途が立たなかったこと、加えて、一時的な利用に供するものに該当するため許可可能と解されます。

また、本農地は既に着工済みであるものの、公共工事であることから申請者が転用許可は不要と認識されていたため転用申請を怠っていたもので

す。既に原状復帰された農地もあり、残っている部分も7月末日までに農地に復旧する予定になっています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 9番委員

議案第2号の番号2及び番号3について、9番委員が説明します。

申請者は■■に事業所を有する開発事業者で、県道の拡幅工事に当たり、一時的に資材置き場兼現場事務所を整備する計画です。

既に着工され、農地への復元が終了しているところもありますが、現在資材置き場として使用されている農地についても、農地への復元を約束されておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号2及び番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2及び番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

それでは■■委員の入室お願いします。

---■■委員入室---

次に議案第2号の番号4を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書3ページの議案第2号 番号4について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字村上4253番1

地目：畑

転用面積：4, 019 m²

転用目的は、電機資材置場の整備です。

この議案につきましても、現地調査を4月30日(火)に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP18～P21をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農振農用地であり、原則転用は不可ですが、周辺の雑種地や山林での事業実施を検討されましたが、取得の目途が立たなかつたこと、加えて、一時的な利用に供するものに該当するため許可可能と解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員

議案第2号の番号4について、4番委員が説明します。

申請者は■■■に本拠地を置く電気設備業を営む法人です。■■■■■工場の整備にあたり本農地を一時転用して使用していましたが、当該事業が完了したところに、■■■■の進出決定があり、再度の一時転用を行い、資材置場を整備する計画です。

これまでの一時転用中の利用でも、問題が生じたこともなく、排水等も開発基準に沿って関係機関と協議をされているとのことですので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号4の案件について、賛成される委員の方の举手を求めます。

(全員举手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号4は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第2号の番号5を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書 4 ページ～5 ページの議案第 2 号 番号 5 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字大人足 4 3 8 5 番 1 外 1 2 筆

地 目：畠

転用面積：3 4, 0 6 2. 0 7 m²

転用目的は、工場・事務所等の整備です。

この議案につきましても、現地調査を 4 月 30 日（火）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 2 2～P 2 5 をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は 10 ha 以上の拡がりがある農地で第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地であり、原則転用は不可ですが、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定される実施計画に基づき行われるものに該当するため、許可可能と解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 4 番委員

議案第 2 号の番号 5 について、4 番委員が説明します。

申請者は ■■■ に本拠地を置く加工用ガス共有事業を営む法人です。 ■■■

■ が行う半導体生産に必要な加工用ガスを供給するため、工場や事務所等を整備する計画です。

町が定めた農産法における実施計画に沿う進出であり、開発上では地区計画の策定も行い、警察協議の実施や開発基準に沿った排水計画等について関係機関と協議をされているとのことですので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号5の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号5は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第2号の番号6を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書5ページ～7ページの議案第2号 番号6について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字井出ノ上4367番3 外19筆
地 目：畠
転用面積：39, 246. 76m²
転用目的は、工場・事務所等の整備です。

この議案につきましても、現地調査を4月30日（火）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP26～P29をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の拡がりがある農地で第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地であり、原則転用は不可ですが、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定される実施計画に基づき行われるものに該当するため、許可可能と解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 4番委員

議案第2号の番号6について、4番委員が説明します。
申請者は■■■に本拠地を置く半導体関連事業を営む法人です。■■■■と連携し、半導体の信頼性検査等を行うため、工場や事務所等を整備する計画です。

町が定めた農産法における実施計画に沿う進出であり、開発上では地区計画の策定も行い、警察協議の実施や開発基準に沿った排水計画等について関係機関と協議をされているとのことですので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆ 8番委員

農業用の施設や農地の代替地の確保は？

■事務局

施設の確保はできていますが、農地の確保は難しい状況です。

◎議長

ほかにありませんか。ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号6の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号6は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第2号の番号7を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

なお、■■委員につきましては、農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、本案件の進行の間は退室をお願いします。

---■■委員退室---

■事務局

議案書7ページの議案第2号番号7について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：久保田字前田 1315番3 外6筆
地目：田
転用面積：計3,429.7m²
転用目的は、建築条件付き売買予定地の整備です。

この議案につきましても、現地調査を4月30日(火)に実施しております。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP30～P33をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の拡がりがある農地で第1種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地であり、原則転用は不可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、周辺の宅地や雑種地を代替地として検討されました。取得の目途が立たなかったことから、不許可の例外に該当すると解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆8番委員

議案第2号の番号7について8番委員が説明します。

申請者は■■■に本拠地を置く法人で、不動産事業を営んでいます。県道瀬田大津線からも近く周囲には宅地が集積していることから、本農地を選定されました。

申請地西側に農地が残りますが、都市計画法の開発基準に基づき事業区域内に集水枠を設置することに加え、住宅建築時にも簡易浸透枠の設置を検討することであり、周辺農地への影響も少ないと想われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号7の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号7は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

それでは■■委員の入室お願いします。

---■■委員入室---

次に議案第2号の番号8を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書8ページ～13ページの議案第2号 番号8について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字古閑原上3757番2 外66筆

地 目：畠

転用面積：214, 181m²

転用目的は、工場・事務所等の整備です。

この議案につきましても、現地調査を4月30日（火）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP34～P37をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農振農用地ですが、本日現在で農振除外の公告縦覧中であり、除外後は第一種農地となる予定です。第一種農地は原則転用は不可ですが、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定される実施計画に基づき行われるものに該当するため、許可可能と解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員

議案第2号の番号8について、4番委員が説明します。

申請者は■■■に本拠地を置く半導体関連事業を営む法人です。経済産業省等の補助金も活用し、6ナノメートルの半導体を生産するための工場や事務

所等を整備する計画です。

町が定めた農産法における実施計画に沿う進出であり、開発上では地区計画の策定も行い、警察協議の実施や開発基準に沿った排水計画等について関係機関と協議をされているとのことですので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号8の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号8は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第3号「事業計画変更について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書14ページの議案第3号番号1について説明します。

本議案は既に農地転用許可が降りている事案について、内容の変更を申請されており、そちらについての適切性を審査するものです。

この議案につきましても、現地調査を4月30日（火）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP38～P41をご覧ください。

本申請により、一時転用許可の完了日が延長され、農地への復旧が令和8年3月31日になるところです。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 4番委員

議案第3号の番号1について4番委員が説明します。

本申請地は既に農地転用許可をうけていますが、■■■■関連の工期延長により引き続き作業が発生するため工期の延長を行うものです。使用用途にも変更

がなく、現在も計画どおりの運用を行われていることから特段問題はないものと思いますので、よろしくご審議方お願ひします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆8番委員 現地調査で指摘した橋の件はどうなりましたでしょうか。

■事務局 おおきく土地改良区にも連絡しております。必要な手続きをしていただくところです。

◆4番委員 現地調査の翌日に見に行ったが、支えは取り除かれていきました。

◎議長 ほかにありませんか。ないようですので、採決を行います。
議案第3号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求める。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第3号の番号1は「異議なし」として意見決定とします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項は、令和5年4月1日から適用された改正法で、令和7年3月31日まで、従来の基盤強化法第18条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。
菊陽町長より令和6年4月25日付で、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。
それでは、議案書のP15からP30をご覧ください。
利用権設定が26件、所有権移転が3件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者、利用権の再設定による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？
— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第5号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 菊陽町長より同じく、令和6年4月25日付で、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。
議案書のP31からP32をご覧ください。
議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は3件です。
以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？
— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第5号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書のP33、別紙報告のP2からP5をお願いします。「農地法第4条第1項第6号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第2号について、議案書のP34、別紙報告のP6からP9をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、報告第3号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第3号について、議案書のP35、別紙報告のP10からP11をお願いします。「農地法第4条第1項ただし書きの規定による許可不要転用届出」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第3号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後 5 時 10 分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和 6 年 5 月 7 日

会長

議事録署名人

議事録署名人